パートナー取引基本契約書

スリーメンジャパン株式会社 株式会社ミリオネット

契 約 項 目

スリーメンジャパン株式会社(以下、「甲」という。)と、株式会社ミリオネット(以下、「乙」という。)とは、乙の商品(以下、「商品」という。)を甲が販売することに関して、以下の通り取引基本契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1章 総 則

第1条 (目的)

本契約は甲、乙間の取引に関する基本的事項を定め、甲および乙は信頼と協調の理 念に基づいてこれを履行し、相互の業務の発展を図るものとする。

第2条 (商品)

乙が甲に供給する商品については、別途個別打ち合わせにより定めるものとする。

第3条 (販売活動方法および取引条件)

商品に関する甲の販売活動方法および取引条件は第2章に定める手数料販売または 第3章に定める仕切販売に定めるものとする。

第4条 (販売地域および販売顧客)

甲が商品の販売行動を行う地域(販売地域)、または販売顧客先は、日本国内限定 とし、日本企業限定とする。なお、甲は販売域内において、独占的販売権を有する ものではないものとする。

第2章 手数料販売

第5条 (手数料販売)

手数料販売とは、商品の売買等に関する契約もしくはこれらの契約を締結する旨の 約定(以下、総称して「販売契約」という。)を顧客と乙との間に成立させるため の仲介行為ならびに販売契約締結の事務手続きおよび販売契約履行に付帯する作 業等、次条に定める活動を甲が乙のために自らの費用負担で行う販売活動方法をい い、これに対して乙は第8条に定める手数料を甲に支払うものとする。

第6条 (手数料販売における販売活動)

手数料販売において、甲が行う販売活動の具体的な内容は次の項目に掲げる通りとする。

- 1. 商品に関する市場の開拓および顧客の発掘
- 2. 信用調査の実施等顧客の信用に関する情報の収集
- 3. 顧客に提出する提案書、見積書その他必要書類の原案作成および乙の作成に係る当該書類の顧客への提出ならびに顧客からの書類の受領
- 4. 乙と顧客との間に販売契約を成立させるための顧客に対する各種折衝業務
- 5. 乙・顧客間の乙所定の様式による販売契約締結の事務手続
- 6. 販売契約の履行に関する顧客との各種折衝業務、書類の提出および受領
- 7. 乙と顧客との間の販売契約を維持させるための顧客に対するアフターサービス 活動
- 8. その他別途乙が依頼する活動

第7条 (委託業務内容)

甲は、乙が受注対象物件の発注者との間に当該受注対象物件について、受注締結する為の業務を引き受ける。

業務内容 1. 受注に必要な情報の提供

- 2. 受注に必要な情報の提供および顧客との一部折衝
- 3. 受注に必要な情報の提供および顧客との全ての折衝

第8条 (手数料)

前条に定められる甲の販売活動により、乙が顧客との間に商品の販売契約を有効に締結し商品の顧客への引渡が完了し、なお且つ乙が顧客からの入金を確認したことをもって乙は乙所定の基準による手数料を甲に支払う。なお、当該手数料の支払い時期、支払い方法については、下記(手数料金額及び、算出基準、支払条件)に定めるものとする。なお、振込手数料は甲が負担するものとする。

手数料金額/算出基準	M-PORTAL:月額利用料の 10%
	その他商材:案件ごと覚書により決定
支払時期	入金確認月末締め 翌月 10 日
振込銀行	甲 指定の銀行

第3章 仕切販売

第9条 (仕切販売)

仕切販売とは、甲が乙から商品を購入し、自らの名と責任において顧客との間で 当該商品の販売契約を締結する販売活動方法をいう。特に、商品のうちソフトウェア商品の仕切販売とは、甲が甲の顧客に対して当該商品を非独占的に使用する 権利の乙からの許諾を伴った販売を行う販売方法をいう。

第10条(個別売買契約)

- 1. 仕切販売における甲・乙間の商品に関する個々の売買契約(以下、「個別契約」という。) は甲が発行する注文書を乙が承諾したときに成立するものとする。
- 2. 個別契約には、別段の定めのない限り本契約の各条項(但し、第 2 章手数料販売を除く)が共通に適用されるものとするが、個別契約で本契約と異なる定めをした場合には、個別契約が本契約に優先するものとする。
- 3. 本契約の終了時までに成立し、かつ有効な個別契約については、甲と乙が協議 のうえ別段の取り決めをした場合を除き、本契約終了後もなお本契約が適用さ れるものとする。

第11条(仕切販売価格)

仕切販売のために乙が甲に対し売り渡す商品の売買価格は、別途甲乙協議の上、 定めるものとする。

第12条(納入、検収、引渡および所有権移転)

第10条により個別契約が成立した場合、乙は当該個別契約に係る商品を当該個別契約に定める納入場所に納入し、納入後、甲は速やかに検収するものとする。 当該検収をもって当該商品に関する乙の甲に対する引渡が完了するものとする。 なお7日以内になんらの通知なきときは検収されたものとする。また、乙から甲への引渡が完了した時点で、所有権は乙から甲へ移転するものとする。

第13条(代金支払方法)

- 1. 乙は第2項に定める毎月の締切日までに前条による甲の検収が完了した商品の 代金を集計し、甲に対し この支払を請求するものとする。
- 2. 甲は、前項による代金を以下(支払方法/支払期日)に定める支払方法、支払期日までに支払うものとする。

締 切 日	毎月末日
支 払 期 日	翌月末日

第14条 (検査および瑕疵担保責任)

- 1. 甲は第12条により乙から商品の納入を受けたときは、速やかにこれを検査し、 瑕疵または数量不足があった場合は、その旨を乙に通知するものとする。この 場合乙は自らの責任と負担により当該商品の修理または代品との取替もしくは 数量不足分の追加納入をするものとする。
- 2. 第12条により乙から納入された商品のうち、乙が著作権を所有するソフトウェアの瑕疵担保の期限は検収完了日から1カ年とする。

第15条(取引基準額)

1. 取引基準額を別途定めた場合、甲が取引基準額を超えて、乙から商品を購入しようとするときは事前に乙に通知するものとし、この場合、乙は手数料販売に切り替えるものとする。

第16条(危険負担)

第12条による引渡以前に生じた商品の滅失・毀損・故障その他一切の損害は、 甲の責に帰すものを除き乙の負担とし、引渡後に生じたこれらの損害は、乙の責 に帰するものを除き甲の負担とする。

第17条(善管注意義務)

甲は、商品の納入後引渡のときまで、自らの責任において商品を乙のために善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

第18条(顧客サポート)

ソフトウェアの開発、SE 作業支援、保守等の顧客サポートを取り決める必要のある場合はその方法、内容等については別途個別打ち合わせにより定めるものとする。

第4章 共通事項

第19条 (要員の整備)

甲は、商品の継続的な販売活動を行うために必要となる要員の整備に努めるもの

とする。

第20条(拡販活動および協力)

- 1. 甲は商品の継続的な販売活動を行うものとし、その販路の維持・拡充ならびに 信用獲得に努力するものとする。その際、甲は乙の定める販売方針、その他販 売上の施策を理解するとともに、自ら拡販施策の企画・実施を行い、積極的に 市場情報顧客ニーズの把握に努めるものとする。
- 2. 甲は、乙から提供を受けあるいは自らの創意により作成したカタログ、ポスター等の拡販材を使用して、または、展示会、キャンペーンセミナー等を企画・開催して、販売地域内の顧客に対し商品の特徴、機能の優位性等を周知させ商品の知名度の高揚を図るよう努めるものとする。
- 3. 甲は、乙がその販売地域内においてキャンペーン、展示会、セミナーその他の 催事を行うに際しては、開催場所の確保、来場者の勧誘等に関して、積極的に 乙に協力するものとする。

第21条(支援)

- 1. 乙は、甲に対し、販売方針、その他販売上の施策を適宜通知するとともに、これらの施策を実施するための指導、支援に努めるものとする。
- 2. 乙は、甲の商品についての拡販活動に対して、次の各号の事項を有償もしくは 無償にて支援するものとする。
 - (1) カタログ、ポスター等の拡販材の甲への提供
 - (2) 甲の自らの企画による拡販材の作成
 - (3) 甲の自らの企画による展示会、キャンペーン等の実施
 - (4) 甲の要員に対しての教育・研修

第22条(知的財産権)

商品に関する著作権、その他一切の知的財産権は、甲に移転されることなく、乙に帰属するものとし、甲は乙の事前の書面による承諾なくして、複製、頒布、貸与、改変等の行為をしてはならないものとする。また、顧客にも誤解を招く言動を行わないものとする。

第5章 一般事項

第23条(不可抗力免責)

天変地異、戦争・暴動・内乱、輸送関係の事故、その他不可抗力の事由により乙 が本契約に基づく債務を履行することができない場合には、甲に対して債務不履 行の責任を負わないものとする。

第24条(債権譲渡の禁止)

甲または乙は、相手方の書面による承諾なくして、本契約および個別契約に基づき発生する一切の乙に対する債権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはならないものとする。

第25条(報告)

商品の販売に関連して乙が次の項目に掲げる事項の報告を甲に依頼した場合、甲 は特に異存のないかぎり当該事項を乙に報告するよう協力するものとする。

- 1. 顧客との契約内容および商品の使用状況
- 2. 顧客の財務状況
- 3. 商品の販売状況、販売体制および見込顧客
- 4. その他乙が要請し、甲が承諾する事項

第26条(通知)

次の項目に掲げる事項については、甲は乙に対して事前に書面により通知するものとする。また、それ以外についても、乙が本契約の維持のため必要と認め、特に依頼したときは、甲はその依頼に応じるよう協力するものとする。

- 1.住所、商号もしくは名称、代表者の異動および使用印鑑の変更
- 2. 支店、営業所、出張所等事業所の開設または閉鎖

第27条(機密保持)

甲および乙は、本契約に基づく取引に関して知り得た相手方の販売上、技術上およびその他の業務上の機密を本契約の有効期間中はもとより本契約終了後といえども相手方の書面による事前の承諾なくして第三者に漏洩してはならないものとする。

第28条(支払遅延)

甲が、本契約および個別契約により生じる債務の弁済を怠ったときは、乙に対し 支払期日の翌日から完済の日まで年利14.6%の割合による遅延損害金を支払 うものとする。

第29条(有効期限)

本契約の有効期限は、平成 29 年 7 月 1 日 \sim 平成 30 年 6 月 30 日 迄とする。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までに甲または乙から書面による別段の意思表示がないかぎり、本契約は引き続き同一条件をもって更に 1 年間自動的に継続するものとし、以後もまた同様とする。

第30条 (契約の解除)

- 1.当事者の一方が本契約および個別契約の条項に違反したときは、他の当事者は何らの催告もせず本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求できるものとする。
- 2.甲または乙が次のいずれかの事由に該当した場合は、それぞれ相手方に対して負担している全債務(手形債務を含む)につき当然に期限の利益を喪失し、即時に 弁済し、かつ本契約ならびに個別契約の全部または一部を解除できるものとする。
 - (1) 振り出した手形または小切手が不渡り処分を受けたとき
 - (2) 第三者から強制執行、競売の申し立てを受けたとき、または甲が倒産・民事再生・会社更生もしくは特別清算の申し立て、または受けたとき
 - (3) 解散、合併または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (4) 本契約または個別契約に基づく債務を1カ月経過しても履行しないとき
 - (5) その他、甲乙間の信頼関係が著しく破壊されたとき
- 3.前項により本契約が解除された場合、第10条第3項の規定にかかわらず、本契約に基づく個別契約その他の個々の契約については解除をした当事者が特にその継続履行を指示したものを除き、すべて本契約の解除と同時に解除されたものとする。なお、継続履行を指示した個別契約その他の個々の契約については本契約解除後も本契約および個別契約の各条項が適用されるものとする。
- 4.甲が第1項または第2項に該当し、乙が本契約および個別契約を解除した場合、 乙は、甲の商品に関する手持商談・受注済顧客に関する取引上の一切の権利およ び関連資料ならびにアプリケーション・プログラムおよびシステムエンジニアリ ングサポートに関するドキュメントその他技術的成果物について、これらの権利 または物件の買い受けの申し入れをすることができ、甲はこれに応ずるものとす る。なお、この場合の対価については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。
- 5.甲が2年通算で1件も販売実績ない場合、乙は甲に対し催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。

第31条(損害賠償)

- 1.甲または乙が、本契約および個別契約に基づく債務を履行しない場合には、甲および乙によるその損害額について協議のうえ、本契約または個別契約の限度として賠償責任を負うものとする。
- 2. 前条第1項に該当したことにより相手方に損害を与えた場合には、本契約または個別契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金額は経済的損失額の根拠と証拠を数値で示し、甲・乙協議上、決定する。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。

第32条(協議)

本契約および個別契約に定めのない事項または、本契約の内容に疑義を生じた場合、甲・乙は誠意をもって協議解決するものとする。

第33条(合意管轄)

本契約に関する紛争については、本契約締結時における乙の本店所在地の管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各々1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

1

(乙) 福岡市博多区博多駅前4丁目8番15号 博多鳳城ビル5F

株式会社 ミリオ ネット 代表取締役 大井 啓伊